議事(４）情報提供　（国の補助制度等について）

子育てエコホーム支援事業の概要

令和5年度補正予算　：　2,100億円
令和6年度当初予算案　：　400億円

1 制度の目的

エネルギー価格などの物価高騰の影響を受けやすい子育て世帯・若者夫婦世帯※による高い省エネ性能を有する新築住宅の取得や、住宅の省エネ改修等に対して支援することにより、子育て世帯・若者夫婦世帯等による省エネ投資の下支えを行い、2050年カーボンニュートラルの実現を図る。

※子育て世帯：18歳未満の子を有する世帯　若者夫婦世帯：夫婦のいずれかが39歳以下の世帯

2 補助対象

高い省エネ性能を有する住宅の新築、一定のリフォームが対象（事業者が申請）

※経済対策閣議決定日（令和5年11月2日）以降に、新築は基礎工事より後の工程の工事に、リフォームはリフォーム工事に着手したものに限る（交付申請までに事業者登録が必要）。

子育て世帯・若者夫婦世帯による住宅の新築

対象住宅	補助額
①長期優良住宅 ②ZEH住宅 （強化外皮基準かつ再エネを除く一次エネルギー消費量▲20%に適合するもの） ※　対象となる住宅の延べ面積は、50㎡以上240㎡以下とする。 ※　土砂災害特別警戒区域又は災害危険区域（急傾斜地崩壊危険区域又は地すべり防止区域と重複する区域に限る）に立地している住宅は原則除外とする。 ※「立地適正化計画区域内の居住誘導区域外」かつ「災害レッドゾーン（災害危険区域、地すべり防止区域、土砂災害特別警戒区域、急傾斜地崩壊危険区域又は浸水被害防止区域）内」で建設されたもののうち、3戸以上の開発又は1戸若しくは2戸で規模1000㎡超の開発によるもので、都市再生特別措置法に基づき立地を適正なものとするために行われた市町村長の勧告に従わなかった旨の公表に係る住宅は原則除外とする。	①100万円／戸 ② 80万円／戸 ただし、以下の(i)かつ(ii)に該当する区域に立地している住宅は原則半額 (i) 市街化調整区域 (ii) 土砂災害警戒区域又は浸水想定区域（洪水浸水想定区域又は高潮浸水想定区域における浸水想定高さ3m以上の区域に限る）

ポイント

住宅のリフォーム＊1

対象工事	補助額
① 住宅の省エネ改修	リフォーム工事内容に応じて定める額※ ・子育て世帯・若者夫婦世帯：上限30万円／戸 ・その他の世帯　：上限20万円／戸 ※子育て世帯・若者夫婦世帯が既存住宅購入を伴う場合は、上限60万円／戸 ※長期優良リフォームを行う場合は、 ・子育て世帯・若者夫婦世帯：上限45万円／戸 ・その他の世帯　：上限30万円／戸
② 住宅の子育て対応改修、バリアフリー改修、空気清浄機能・換気機能付きエアコン設置工事等 （①の工事を行った場合に限る。）＊2	

ポイント

3 手続き

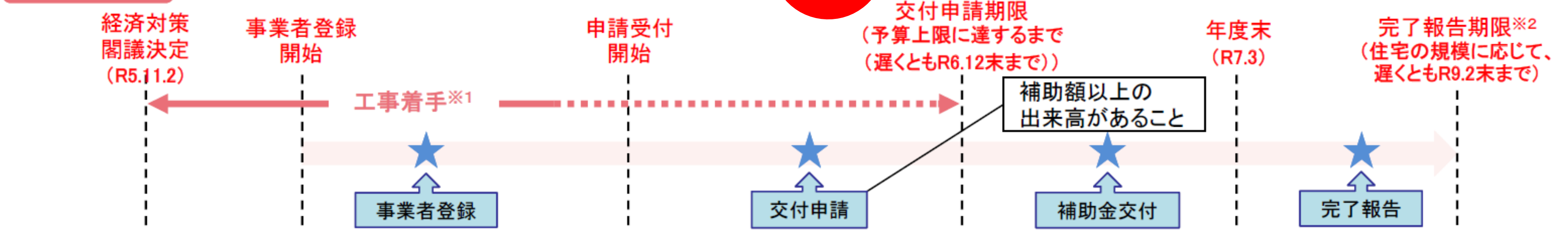

※1　新築は基礎工事より後の工程の工事への着手、リフォームはリフォーム工事への着手　※2　完了報告期限までに省エネ住宅の新築工事全体が完了していない場合は、補助金返還の対象

＊1「断熱窓への改修促進等による住宅の省エネ・省CO2加速化支援事業」（環境省）、「高効率給湯器の導入を促進する家庭部門の省エネルギー推進事業費補助金」（経済産業省）及び「既存賃貸集合住宅の省エネ化支援事業」（経済産業省）（＊2において「3省連携事業」という。）とのワンストップ対応を実施

＊2　3省連携事業により住宅の省エネ改修を行う場合は、①の工事を行ったものとして②の工事のみでも補助対象とする

住宅の省エネリフォームへの支援の強化

令和５年度補正予算等
・断熱窓への改修促進等による住宅の省エネ・省CO2加速化支援事業（環境省）　1,350億円（R5補正）
・高効率給湯器導入促進による家庭部門の省エネルギー推進事業費補助金支援事業（経済産業省）　580億円（R5補正）
・既存賃貸集合住宅の省エネ化支援事業（経済産業省）　185億円（R5補正）
・子育てエコホーム支援事業（国土交通省）　2,100億円＋400億円（新築・リフォームの合計）（R5補正＋R6当初案）

目的

2050年カーボンニュートラルの実現に向けて家庭部門の省エネを強力に推進するため、住宅の断熱性の向上に資する改修や高効率給湯器の導入などの住宅省エネ化への支援を強化する必要。

⇒ 国土交通省、経済産業省及び環境省は、住宅の省エネリフォームを支援する補助制度について、3省の連携により、各事業をワンストップで利用可能（併用可）とする。

対象

工事内容			補助対象	補助額
①省エネ改修	1）高断熱窓の設置※1,4	先進的窓リノベ2024事業	高性能の断熱窓 （熱貫流率（Uw値）1.9以下等、建材トップランナー制度2030年目標水準値を超えるもの等、一定の基準を満たすもの）	リフォーム工事内容に応じて定める額（補助率1/2相当等） 上限200万円/戸
①省エネ改修	2）給湯器※2,4 高効率給湯器の設置	給湯省エネ2024事業	高効率給湯器 （(a)ヒートポンプ給湯機、(b)ハイブリッド給湯機、(c)家庭用燃料電池）	定額（下記は主な補助額） (a)10万円/台、(b)13万円/台、(c)20万円/台
①省エネ改修	2）給湯器※2,4 既存賃貸集合住宅におけるエコジョーズ等取替	賃貸集合給湯省エネ2024事業	エコジョーズ/エコフィール* *従来型給湯器からの取替に限る *補助対象は賃貸集合住宅に設置する場合に限る	追焚機能無し：5万円/台 追焚機能有り：7万円/台
①省エネ改修	3）開口部・躯体等の省エネ改修工事※3,4	子育てエコホーム支援事業	開口部・躯体等の一定の断熱改修、エコ住宅設備（節湯水栓、高断熱浴槽等）の設置	リフォーム工事内容に応じて定める額 ・子育て世帯・若者夫婦世帯：上限30万円/戸 ・その他の世帯　：上限20万円/戸 ※長期優良リフォームを行う場合は、 ・子育て世帯・若者夫婦世帯：上限45万円/戸 ・その他の世帯　：上限30万円/戸 ※子育て世帯・若者夫婦世帯が既存住宅購入を伴う場合は、上限60万円/戸
②その他のリフォーム工事※3,4 （①1）～3）のいずれかの工事を行った場合に限る）		子育てエコホーム支援事業	住宅の子育て対応改修、バリアフリー改修、空気清浄機能・換気機能付きエアコン設置工事等	

※1　断熱窓への改修促進等による住宅の省エネ・省CO2加速化支援事業（環境省）による支援（令和5年度補正予算）
※2　高効率給湯器の導入を促進する「家庭部門の省エネルギー推進事業費補助金」（経済産業省）及び既存賃貸集合住宅の省エネ化支援事業（経済産業省）による支援（令和5年度補正予算）
※3　子育てエコホーム支援事業（国土交通省）による支援（令和5年度補正予算、令和6年当初予算案）
※4　①1）、3）及び②については、経済対策閣議決定日（令和5年11月2日）以降にリフォーム工事に着手したもの、①2）については、経済対策閣議決定日（令和5年11月2日）以降に対象工事に着手したものに限る（いずれの場合にも、交付申請までに事業者登録が必要）。

大好評の2023キャンペーンに続き

住宅省エネ2024キャンペーン

スタートしました！

住宅省エネ2024キャンペーンは
国交省・経済産業省・環境省の三省連携事業です

詳細は裏面をご確認ください

- 子育てエコホーム支援事業（国土交通省）
- 先進的窓リノベ2024事業（環境省）
- 給湯省エネ2024事業（経済産業省）
- 賃貸集合給湯省エネ2024事業（経済産業省）

4つの事業はまとめて申請（ワンストップ申請）できます！

国土交通省　経済産業省 Ministry of Economy, Trade and Industry　環境省 Ministry of the Environment

住宅省エネ2024キャンペーンの支援策

子育てエコホーム支援事業（国土交通省）

概　要　①～⑧の工事に応じて補助額を設定、**補助額上限は20万円**
（世帯要件等により**最大60万円**）

①開口部の断熱改修　②外壁、屋根、天井又は床の断熱改修　③エコ住宅設備の設置
④子育て対応改修　⑤開口部の防災性向上改修　⑥バリアフリー改修
⑦空気清浄機能・換気機能付エアコンの設置　⑧リフォーム瑕疵保険等への加入

※①～③のいずれかの工事が含まれていることが必須。例外として、「先進的窓リノベ2024事業」、「給湯省エネ2024事業」又は「賃貸集合給湯省エネ2024事業」において交付決定を受ける場合は、①～③に該当する工事を含んでいるものとして取り扱います。

対象者　令和5年11月2日以降に「リフォーム工事」に着手し、申請した方

受付期間　令和6年3月中下旬～予算上限に達するまで（遅くとも令和6年12月31日まで）

※申請はリフォーム事業者を通じて行います。お早めの申請をおすすめします。

先進的窓リノベ2024事業（環境省）

概　要　高性能な断熱窓への改修について工事内容に応じて定額を補助
補助額上限は200万円

※ドア（開口部に取り付けられているものに限ります）については、窓の改修と同一の契約内で断熱性の高いものに改修する場合には、補助の対象となります。

対象者　令和5年11月2日以降に「リフォーム工事」に着手し、申請した方

受付期間　令和6年3月中下旬～予算上限に達するまで（遅くとも令和6年12月31日まで）

※申請はリフォーム事業者を通じて行います。お早めの申請をおすすめします。

給湯省エネ2024事業（経済産業省）

概　要　①～③の導入工事に補助

【導入】①ヒートポンプ給湯機（**最大13万円／台**）
②ハイブリッド給湯機（**最大15万円／台**）
③家庭用燃料電池（**最大20万円／台**）　※機能・性能で補助額が変わります。

①～③の導入と併せて、④～⑤の撤去工事をした場合に補助

【撤去】④蓄熱暖房機（**10万円／台**）　⑤電気温水器（**5万円／台**）

対象者　令和5年11月2日以降に着手し、申請した方

受付期間　令和6年3月中下旬～予算上限に達するまで（遅くとも令和6年12月31日まで）

※申請は工事請負契約等を結ぶ販売店、工務店等を通じて行います。お早めの申請をおすすめします。

賃貸集合給湯省エネ2024事業（経済産業省）

概　要　既存賃貸集合住宅で、従来型給湯器から補助対象エコジョーズ／エコフィールへの取替をする場合に補助（追焚機能なし：**5万円/台**、追焚機能あり：**7万円/台**）

※1棟あたり原則2台以上の取替に限る

対象者　令和5年11月2日以降に着手し、申請した方

受付期間　令和6年3月中下旬～予算上限に達するまで（遅くとも令和6年12月31日まで）

※申請は工事請負契約等を結ぶ販売店、管理会社等を通じて行います。お早めの申請をおすすめします。

要件等の詳細は
住宅省エネ2024キャンペーン　検索

お問合せ先
住宅省エネ2024キャンペーン補助事業合同お問合せ窓口
☎0570-055-224（IP電話は03-6625-2874）
URL：https://jutaku-shoene2024.mlit.go.jp

ポイント

※一般消費者の皆様におかれては、申請が予算の上限に達した等の事情により補助金の交付が受けられなかった場合の補助金相当分の負担について、住宅事業者との間で、契約前の商談の段階で明確化しておくようお勧めします。

国土交通省　経済産業省 Ministry of Economy, Trade and Industry　環境省 Ministry of the Environment

（参考２）カーボンニュートラルの実現に向けた住宅の省エネ性能の向上の加速化

■ カーボンニュートラルの実現に向けた今後の展開

～2023年

・こどもみらい住宅支援事業
・こどもエコすまい支援事業
等による支援

2024年

子育て世帯等による
ＺＥＨ水準等の省エネ住宅の取得を重点的に支援

【補助】子育てエコホーム支援事業
【融資】フラット35S・
　　　　フラット35子育てプラス
【税制】住宅ローン減税（借入限度額維持等）

2025～30年

新築についてＺＥＨ・ＺＥＢ水準の省エネ性能の確保を目指す

25年　　省エネ基準適合義務化
30年まで ZEH・ZEB水準に引上げ

・・・

2050年

ストック平均でＺＥＨ・ＺＥＢ水準の省エネ性能の確保を目指す

■ これまでの支援による住宅事業者の省エネ性能の高い住宅への対応の広がり

【ZEH住宅(新築)の申請戸数】

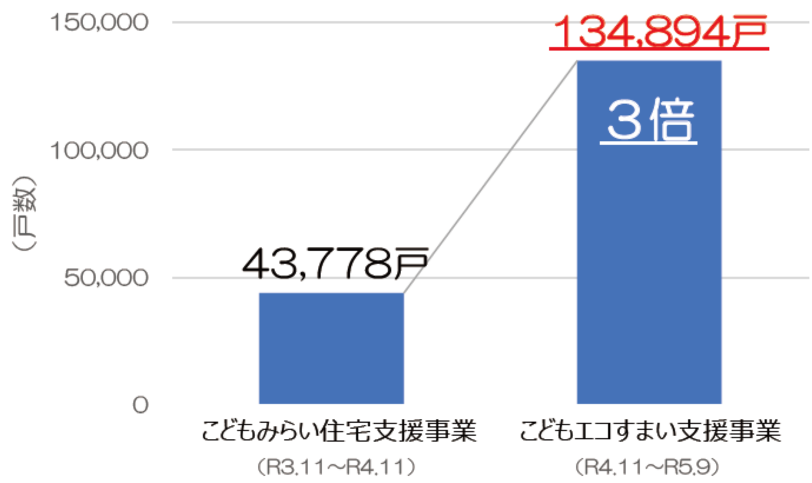

（注）こどもみらい住宅支援事業における戸数、事業者数は、R4.11.28時点（予算上限到達時点）
　　　こどもエコすまい支援事業における戸数、事業者数は、R5.9.28時点（予算上限到達時点）

【ZEH住宅(新築)の申請をした事業者数】

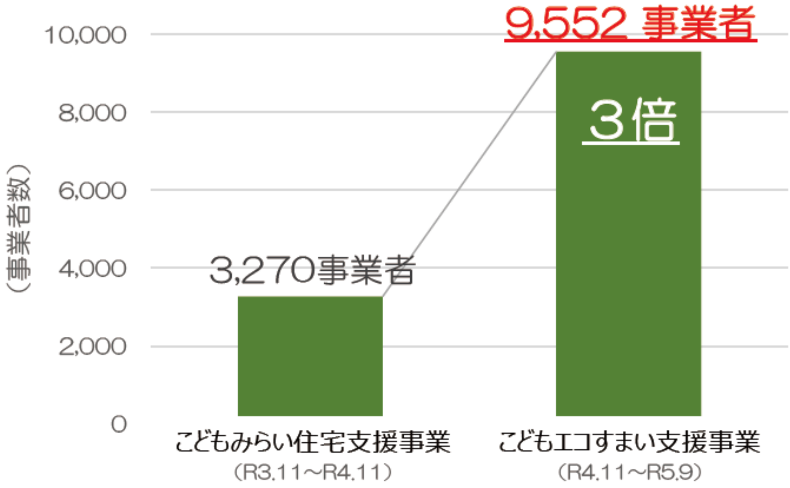

令和4年度中に1戸以上の新築住宅を引き渡した事業者数：30,246事業者
（住宅瑕疵担保履行法に基づく資力確保措置の届出事業者数）

国土交通省

エコな暮らしで子育てサポート!!

住宅取得に使える 4つの支援策

併用可能です

① 子育てエコホーム支援事業を創設

新 築 子育て世帯や若者夫婦世帯を対象に
長期優良住宅は100万円、ZEH住宅は80万円補助

リフォーム 子育て世帯、若者夫婦世帯を対象に原則上限30万円補助※
(子育て世帯、若者夫婦世帯でない場合は原則上限20万円補助)※
※工事内容に応じて上限が引き上げとなる場合があります。

② 住宅ローン減税で 13年間の税額控除

子育て世帯・若者夫婦世帯は最大で年間35万円控除

③ 贈与税非課税枠は 最大1,000万円

④ フラット35の金利を最大年1.0%引下げ

詳細は裏面のHPまたはお問合せ先へ

4つの支援策 それぞれの要点

① 子育てエコホーム支援事業を創設

概　要
新 築　子育て世帯や若者夫婦世帯を対象に長期優良住宅は100万円、ZEH住宅は80万円補助
リフォーム　子育て世帯、若者夫婦世帯を対象に原則上限30万円補助※
(子育て世帯、若者夫婦世帯でない場合は原則上限20万円補助)※
※工事内容に応じて上限が引き上げとなる場合があります。

対象者　令和5年11月2日以降に「対象工事」に着手し、申請した方
※対象工事:新築は基礎工事より後の工程の工事、リフォームはリフォーム工事

受付期間　令和6年3月中下旬～予算上限に達するまで(遅くとも令和6年12月31日まで)
※申請は住宅事業者を通じて行います。お早めの申請をおすすめします。
※一般消費者の皆様におかれては、申請が予算の上限に達した等の事情により補助金の交付が受けられなかった場合の補助金相当分の負担について、住宅事業者との間で、契約前の商談の段階で明確化しておくようお勧めします。

詳細は　子育てエコホーム支援事業 事務局　検索

お問合せ先　子育てエコホーム支援事業事務局
受付:9時～17時(土日祝を含む)
☎0570-055-224(通話料がかかります。)
※IP電話等からのご利用の場合 03-6625-2874
https://kosodate-ecohome.mlit.go.jp

住宅の省エネリフォーム支援については、国土交通省、経済産業省、環境省の3省の連携により、ワンストップでの利用を可能とします。
詳細はhttps://jutaku-shoene2024.mlit.go.jpをご参照ください。

② 住宅ローン減税で13年間の税額控除

概　要
・住宅ローン残高の0.7%を原則13年間※、所得税額と住民税額の一部から税額控除
※新築住宅の場合。既存住宅の場合は10年間。
・住宅の省エネ性能等に応じ控除額を上乗せ
・令和6年に新築住宅に入居する子育て世帯・若者夫婦世帯の控除額について、令和4・5年入居の場合の水準を維持(最大で年間35万円)

対象者　令和4年1月から令和7年12月末までに入居した方

詳細は　国土交通省　住宅ローン減税　検索

お問合せ先　お近くの税務署へ　https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku_house_tk2_000017.html

③ 贈与税非課税枠は最大1,000万円

概　要　親や祖父母等から資金贈与を受けて住宅の取得等をした場合、最大1,000万円までの贈与が非課税

対象者　令和6年1月から令和8年12月末までに贈与を受けた方

詳細は　国土交通省　贈与税の非課税措置　検索

お問合せ先　お近くの税務署へ　https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku_house_tk2_000018.html

④ フラット35の金利を最大年1.0%引下げ

概　要　子育て世帯や若者夫婦世帯を対象に、住宅金融支援機構が提供する【フラット35】の金利を一定期間最大年1.0%引下げ
※長期優良住宅、ZEH住宅などを対象とした金利引下げメニューとの併用が可能です。

対象者　令和6年2月13日以降に資金を受け取られた方

詳細は　フラット35　子育てプラス　検索

お問合せ先　住宅金融支援機構　お客さまコールセンター
☎0120-0860-35
https://www.flat35.com/topics/topics_20231110.html

詳しくは国土交通省のHPへ
http://www.mlit.go.jp

省エネ住宅で節約できる年間の光熱費

●試算例①（小売事業者表示制度のエネルギー単価（2017～19年度の平均）を用いた場合）

	北海道札幌市等	東京都23区等
今の省エネ住宅（省エネ基準）	年 346,000円	年 239,000円
	年 ▲96,000円	年 ▲46,000円
ZEH水準の省エネ住宅	年 250,000円	年 193,000円

●試算例②（最近のエネルギー価格の値上がり等を踏まえて設定した単価を用いた場合）

	北海道札幌市等	東京都23区等
今の省エネ住宅（省エネ基準）	年 396,000円	年 277,000円
	年 ▲107,000円	年 ▲53,000円
ZEH水準の省エネ住宅	年 289,000円	年 224,000円

※WEBプログラムにより算定した二次エネルギー削減量に、下記の単価等を乗じて算出。
試算例①：小売事業者表示制度（2021年３月とりまとめ）の単価(2017～2019年度のデータを元に算出)を活用。
電気料金単価(27円/kWh)、都市ガス単価(156円/㎥)、換算係数(46.05MJ/㎥)、灯油単価（88 円/L)
試算例②：小売事業者表示制度の単価設定方法を参考に、直近の活用可能な統計データを用いて単価を設定。
電気料金単価(31円/kWh、経済産業省 電力・ガス取引監視等委員会「電力取引の状況」より、R3.10～R4.9の平均を算出)、都市ガス単価(184円/㎥、東京ガス・大阪ガスの料金等を踏まえ、R4.1～12の平均を算出)、 換算係数(46.05MJ/㎥)、灯油単価(101 円/L、環境省「家庭部門の CO2排出実態統計調査」より、令和3年度の平均（全国）を算出）
※住宅の仕様は、「木造戸建住宅の仕様基準ガイドブック（省エネ基準編）」、「木造戸建住宅の仕様基準ガイドブック（誘導基準編）」等を元に設定。

住宅の断熱化による健康への好影響（全国調査の結果）

健康診断結果

居間の室温で結果に差が

https://pubmed.ncbi.nlm.nih.gov/34641787/
https://pubmed.ncbi.nlm.nih.gov/35570002/

生活の質

温暖な住環境等で
心身が満たされた生活に

温度、騒音、照度、衛生、安全、防犯に問題がない住環境の人々は、QOL（生活の質）が高いことがわかっています。

https://pubmed.ncbi.nlm.nih.gov/33739475

睡眠の質

暖かい寝室では
睡眠の質が向上

寝室が暖かく、乾燥していない住宅では、睡眠の質が向上することがわかっています。

https://pubmed.ncbi.nlm.nih.gov/34916715/

住宅内活動時間

居間や脱衣所の室温が上昇すると
住宅内での活動が活発に

コタツが不要となる等で、住宅内の1日の身体活動時間が最大で約50分増加する可能性があります。

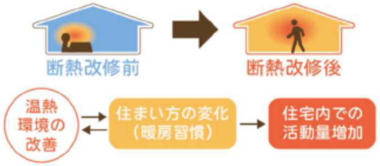

https://jsbc.or.jp/seminar/files/220218_event.pdf

子供の疾病

床近傍室温が16.1℃以上の住宅では
喘息の子供が半分

https://jsbc.or.jp/seminar/files/220218_event.pdf

入浴方法

入浴事故リスクが低減
"熱め入浴"が少なくなります

居間や脱衣所の室温が18℃未満の住宅では、入浴事故リスクが高いとされる"熱め入浴(42℃以上)"が約1.7倍にのぼります。

https://jsbc.or.jp/seminar/files/220218_event.pdf

R5：パンフレット

住宅の省エネ・省CO_2化に向けた 経済産業省 国土交通省 環境省 による3省連携の取り組み

国土交通省	**さらに省CO_2化を進めた先導的な低炭素住宅** ライフサイクルカーボンマイナス住宅（LCCM住宅） 令和5年度予算／345.47億円の内数

ZEHに対する支援

経済産業省	**将来のさらなる普及に向けて供給を促進すべきZEH** 次世代ZEH+、集合住宅（超高層） 令和5年度予算／68億円の内数
環境省	**引き続き供給を促進すべきZEH、ZEH+** 戸建て住宅、集合住宅（高中低層） 令和5年度予算／100億円の内数
国土交通省	**中小工務店が連携して建築する木造のZEH** ZEHの施工経験が少ない事業者に対する優遇 令和5年度予算／279.18億円の内数

省エネ性能表示（BELS）を活用した申請手続きの共通化

関連情報の一元的提供

我が国では、エネルギー基本計画（令和3年10月閣議決定）において、
「2030年度以降新築される住宅について、
ZEH基準の水準の省エネルギー性能の確保を目指す」とともに、
「2030年において新築戸建て住宅の6割に太陽光発電設備が設置されることを目指す」
とする政策目標を設定しており、
地球温暖化対策計画（令和3年10月閣議決定）においても同様に政策目標を設定しています。
2050年カーボンニュートラル実現に向けて、
経済産業省・国土交通省・環境省は連携して、
住宅の省エネ・省CO_2化に取り組んでいきます。

▶ 各事業の情報は以下のホームページでも公開しています。

| 経済産業省 | https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saving/general/housing/index03.html
| 国土交通省 | https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku_house_tk4_000153.html
| 環　境　省 | https://www.env.go.jp/earth/earth/ondanka/enetoku/2023/

2018年2月28日発行 2023年3月3日改訂

●本冊子からの無断転載を禁じます。また無断複写・複製（コピー等）は著作権法上の例外を除き、禁じられています。

令和5年度 3省連携事業

ZEH

ネット・ゼロ・エネルギー・ハウスの推進に向けた取り組み

経済産業省 資源エネルギー庁省エネルギー課
国土交通省 住宅局 住宅生産課
参事官（建築企画担当）付
環境省 地球環境局地球温暖化対策課

R5：パンフレット

3省による支援制度

	戸建て・集合住宅	戸建て住宅				集合住宅			
区分	**LCCM住宅**（ライフサイクルカーボンマイナス住宅） 使用段階のCO_2排出量に加え資材製造や建設段階のCO_2排出量の削減、長寿命化によりライフサイクル全体（建築から解体・再利用などまで）を通じたCO_2排出量をマイナスにする住宅	**次世代ZEH＋**（次世代ゼッチプラス） 現行のZEHより省エネをさらに深堀りするとともに、再エネなどのさらなる自家消費拡大を図り、需給一体型を目指したZEH	**ZEH＋**（ゼッチプラス）	**ZEH**（ゼッチ） 外皮の断熱性能などを大幅に向上させるとともに、効率的な設備システムの導入により、室内空間の質を維持しつつ大幅な省エネルギーを実現した上で、再生可能エネルギーを導入することにより、年間の一次エネルギー消費量の収支がゼロとなることを目指した住宅		**ZEH-M**（ゼッチマンション） 先進的な建築設計によるエネルギー負荷の抑制やパッシブ技術の採用による自然エネルギーの積極的な活用、高効率な設備システムの導入などにより、室内環境の質を維持しつつ大幅な省エネルギー化を実現した上で、再生可能エネルギーを導入することにより、エネルギー自立度を極力高め、年間の一次エネルギー消費量の収支がゼロとなることを目指した集合住宅			
補助事業名称	**LCCM住宅整備推進事業 等** 国土交通省	**次世代ZEH+実証事業** 経済産業省	**戸建住宅ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス（ZEH）化等支援事業** 環境省		**地域型住宅グリーン化事業** 国土交通省	**超高層ZEH-M実証事業** 経済産業省	**集合住宅の省CO2化促進事業** （高層ZEH-M支援事業）（中層ZEH-M支援事業）（低層ZEH-M促進事業） 環境省		
対象となる住宅	**LCCM住宅** （さらに省CO_2化を進めた先導的な住宅）	**再エネなどのさらなる自家消費の拡大を目指した次世代ZEH+**	**より高性能なZEH（ZEH+）**	注文・建売住宅における**ZEH**	**中小工務店などによる木造のZEH**	住宅用途部分が**21層以上**における**ZEH-M**	住宅用途部分が**6～20層**における**ZEH-M**	住宅用途部分が**4～5層**における**ZEH-M**	住宅用途部分が**1～3層**における**ZEH-M**
主な要件：外皮性能	強化外皮基準	強化外皮基準 ※選択要件で「外皮性能のさらなる強化」を選択した場合を除く		強化外皮基準		**全住戸において** 強化外皮基準			
主な要件：太陽光発電などを除く一次エネルギー消費量	省エネ基準から **▲25%以上**	省エネ基準から **▲25%以上**		省エネ基準から **▲20%以上**		共用部を含む住棟全体について、省エネ基準から **▲20%以上**			
主な要件：太陽光発電などを含む一次エネルギー消費量（原則）	**省エネ基準から ▲100%以上**	**省エネ基準から ▲100%以上**				**省エネ基準から ▲100%以上**			
主な要件：太陽光発電などを含む一次エネルギー消費量（原則以外）	—	寒冷、低日射、多雪地域においては、**Nearly ZEH+**（省エネ基準から **▲75%以上**）での申請も可能		寒冷、低日射、多雪地域においては、**Nearly ZEH**（省エネ基準から**▲75%以上**）での申請も可能 都市部狭小地、多雪地域などにおいては、**ZEH Oriented**（再生可能エネルギーを**加味しない**）での申請も可能		**Nearly ZEH-M**は、省エネ基準から **▲75%以上** **ZEH-M Ready**は、省エネ基準から **▲50%以上** **ZEH-M Oriented**は、再生可能エネルギーを**加味しない**		**ZEH-M Ready** （住宅用途部分4～5層）は、省エネ基準から **▲50%以上**	**Nearly ZEH-M** （住宅用途部分1～3層）は、省エネ基準から **▲75%以上**
主な要件：その他	**$LCCO_2$評価の結果が0以下となること**	**以下のうち、2つ以上を実施** **・断熱性能等級5超える外皮性能** **・高度エネルギーマネジメント（HEMSなど）** **・電気自動車への充電** 上記に加え、**①V2H設備 ②蓄電システム ③燃料電池 ④太陽熱利用温水システム ⑤太陽光発電システム10kW以上**のいずれかを導入	以下のうち、2つ以上を実施（同上） —	—	・中小住宅生産者、原木供給、建材流通などの関係事業者からなる**グループで応募**	**ZEHデベロッパーが携わり、BELSを用いて広報活動などを行うこと** 申請は原則として1棟ごとに受け付け			
主な要件：その他	**戸建て住宅：CASBEE B+ランク以上または、長期優良住宅認定**	**ZEHビルダー／プランナー**が設計、建築、または販売する住宅であること							
主な要件：その他	**土砂災害特別警戒区域等は補助対象外**	**土砂災害特別警戒区域等は補助対象外**				**土砂災害特別警戒区域等は補助対象外**			
補助額	**戸建て住宅：上限140万円/戸** かつ 掛かり増し費用1/2以内 **集合住宅：上限75万円/戸** かつ 掛かり増し費用1/2以内	**定額100万円/戸** に加え、①～④の設備に係る費用を支援（調整中） （注文住宅、建売住宅、TPOモデル※1 を活用するものごとに補助件数を設定） 次世代HEMS※2 の実証を行うものは、追加で費用を支援	**定額100万円/戸** 蓄電システム2万円/kWh （上限20万円かつ補助対象経費の1/3以内）	**定額55万円/戸** 蓄電システム2万円/kWh （上限20万円かつ補助対象経費の1/3以内）	**上限140万円/戸※3** （施工経験4戸以上の事業者は上限125万円/戸） かつ 掛かり増し費用1/2以内	**補助対象経費の1/2以内** （令和3年度以前は2/3以内を予定）	**補助対象経費の1/3以内※4**		**定額40万円×住棟に含まれる戸数** 蓄電システム2万円/kWh （上限20万円/戸※5 かつ補助対象経費の1/3以内） （住戸部分に限る）
補助額			低炭素化に資する素材を一定量以上使用、または先進的な再エネ熱利用技術を活用する場合、定額加算		地域材や地域の伝統技術の活用、三世代同居への対応、若者・子育て世帯または一定のバリアフリー対応により上限30万円等加算		低炭素化に資する素材を一定量以上使用、または先進的な再エネ熱利用技術を活用する場合、定額加算		

▶ 募集開始時期および採択時期などは別途公表予定

※1 TPOモデル：居住者以外の第三者が太陽光発電システムの設置に係る初期費用を負担して設備を保有するモデル　※2 次世代HEMS：太陽光発電の自家消費率を更に拡大させるため、AI･IoTなどを活用し、太陽光発電システムや蓄電池などの最適制御を行うHEMS　※3 補助額：長期優良住宅とする場合、10万円/戸 補助限度額を引き上げ

※4 補助額：令和2年度からの継続事業は、同年度の補助率・額から変更なし　※5 補助額：一定の条件を満たす場合は上限24万円/戸

住宅エコリフォーム推進事業

令和5年度当初予算：
住宅･建築物カーボンニュートラル総合推進事業（279.18億円）の

R5資料

カーボンニュートラルの実現に向け、住宅ストックの省エネ化を推進するため、住宅をZEHレベルの高い省エネ性能へ改修する取組に対して、期限を区切って国が直接支援を行う。

補助対象：住宅　※自己居住要件なし（大家、買取再販事業者等でも可）

省エネ診断

【補助率】民間実施：国１／３　公共実施：国１／２

診断のみOK

省エネ設計・省エネ改修（建替えを含む）

■ 補助対象費用

省エネ設計等費及び省エネ改修工事費を合算した額
※設備の効率化に係る工事については、開口部・躯体等の断熱化工事と同額以下。
※ZEHレベルの省エネ改修と併せて実施する構造補強工事を含む。
※改修後に耐震性が確保されること（計画的な耐震化を行うものを含む）。
※令和６年度末までに着手したものであって、改修（部分改修を含む）による省エネ性能がZEHレベルとなるものに限定。

耐震性確保必須

■ 補助限度額

※省エネ改修の地域への普及促進に係る取組を行う場合に重点的に支援

補助率40%

建物の種類	補助額
戸建住宅 共同住宅	350,000円／戸 （※補助対象費用の40%を限度）

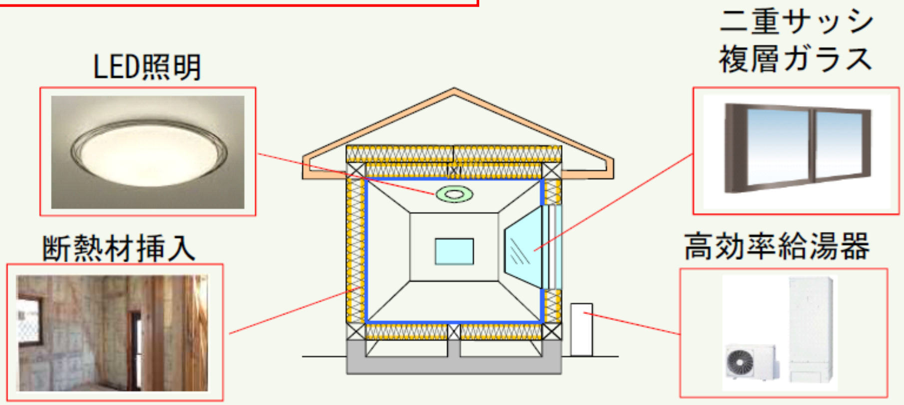

【既存住宅の省エネ改修のイメージ】

長期優良住宅化リフォーム推進事業 見直し

令和6年度当初予算：
住宅・建築物カーボンニュートラル総合推進事(447.10億円)の内数

良質な住宅ストックの形成や、子育てしやすい生活環境の整備等を図るため、良質な住宅ストックの形成等に資するリフォームへの支援をより幅広く実施する。

下線部：R6当初予算における見直し

事業概要

【対象事業】

以下の①、②を満たすリフォーム工事

①インスペクションを実施し、維持保全計画・履歴を作成すること
②工事後に耐震性と劣化対策、省エネルギー性が確保されること

【補助率】 1／3

【限度額】 80万円／戸

- 長期優良住宅（増改築）認定を取得する場合 160万円／戸
- 三世代同居改修工事を併せて行う場合
  若者・子育て世帯が工事を実施する場合
  既存住宅を購入し工事を実施する場合
  一次エネルギー消費量を省エネ基準比▲20%とする場合

⇒ 上記の限度額に、50万円／戸を加算

○インスペクションの実施　○維持保全計画・履歴の作成

○性能向上等（・耐震性　・劣化対策　・省エネルギー性　・維持管理・更新の容易性　・バリアフリー性　・可変性）

○子育て世帯向け改修　○三世代同居改修

○防災性・レジリエンス性向上改修

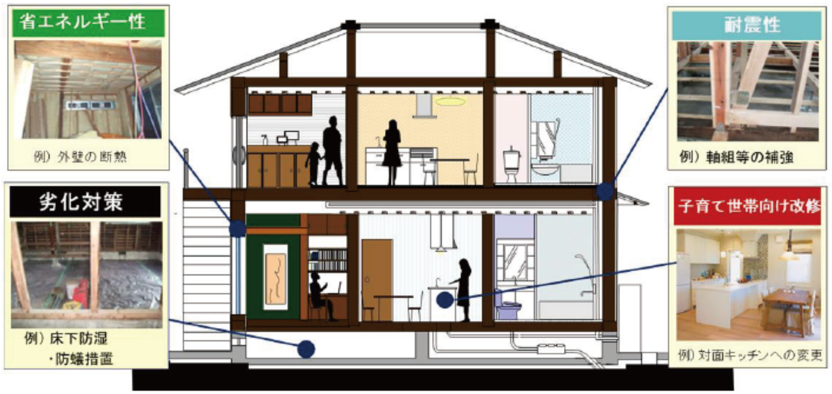

効果

○ 良質な既存住宅ストックの形成　○ 既存住宅流通・リフォーム市場の活性化　○子育てしやすい生活環境の整備　等

どのように手続きをするの？

申込みをする者（補助事業者）は**リフォーム工事の施工業者**又は**買取再販事業者**です。
補助金は、**リフォーム工事の施工業者が申請する場合は発注者に還元されます。**
（買取再販業者が申請する場合は、補助金は買取再販業者に交付されます。）

●自ら所有する住宅をリフォームする場合

□ **リフォーム工事の請負契約の締結**が必要です。

工事請負契約に基づかない場合は、補助金の申請はできません。
（例：施工業者が自宅や自社物件について自ら施工する等）

□ **共同事業実施規約の締結**が必要です。

発注者と施工業者は、**共同事業実施規約を締結し、交付申請時に提出**していただきます。
共同事業実施規約においては、補助金の交付を受けるためにお互いに確認すべき事項が定められており、補助金の還元方法についても、以下のいずれかを宣言していただきます。

<還元方法>

①発注者は、請負契約額の全額を施工業者に支払い、施工業者が補助金受領後に、施工業者から発注者に補助金が支払われる方式　→**現金の支払い**

②発注者は、請負契約額から補助金相当分を除いた額を施工業者に支払い、補助金は施工業者に支払われる方式　→**発注者の施工業者に対する債務と相殺**

●買取再販業者がリフォームをする場合

<注意>

買取再販業者は、住宅の購入者に対し、対象の住宅が本補助金の交付を受けたことを売買契約を締結する前に当該購入者に説明すること。

問合せ先

詳しくはこちら：https://www.kenken.go.jp/chouki_r/

■事務事業者

長期優良住宅化リフォーム推進事業実施支援室

● 交付申請、完了実績報告等の手続きに関するお問い合わせ

ﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ toiawase@choki-r-shien.com
FAX番号 03-5229-3571
電話番号 03-5229-7568
受　付 月～金曜日(祝日、年末年始を除く)
10:00～16:00 (12:00～13:00を除く)

※感染症予防の観点より、受付日時の変更を行うことがあります
※問合せは電子メール又はFAXでお願いします。

■評価事業者

長期優良住宅化リフォーム推進事業評価室事務局

● 交付申請前の住宅性能に関する技術的相談
● 事業者登録に関するお問い合わせ

ﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ soudan@choki-reform.com
FAX番号 03-5805-0533
電話番号 03-5805-0522
受　付 月～金曜日(祝日、年末年始を除く)
10:00～16:00 (12:00～13:00を除く)

※感染症予防の観点より、受付日時の変更を行うことがあります
※問合せは電子メール又はFAXでお願いします。

国土交通省住宅局住宅生産課　（代表）03-5253-8111

令和5年度当初予算事業

R5：パンフレット

長期優良住宅化リフォーム推進事業

良質な住宅ストックの形成や、子育てしやすい生活環境の整備等を図るため、既存住宅の長寿命化や省エネ化等に資する性能向上リフォームや子育て世帯向け改修に対する支援を行う事業です。

どのような建物が対象なの？

対象となるのはリフォームを行う住宅です。既存の**戸建住宅、共同住宅いずれも対象**となります。
事務所や店舗などの住宅以外の建物や違反建築物は対象外となります。

どんな費用が補助対象になるの？

住宅の性能向上リフォーム工事費などが補助対象となります。
その他、複数世帯が同居しやすい住宅とするためのリフォーム工事費（三世代同居対応改修工事費）や子育てしやすい環境整備のためのリフォーム工事費（子育て世帯向け改修工事費）、インスペクション等の費用も補助対象になります。

性能向上リフォーム工事費

① 劣化対策や耐震性、省エネ対策など**特定の性能項目を一定の基準まで向上させる工事**

特定の性能項目：　構造躯体等の劣化対策、 耐震性、 省エネルギー対策、 維持管理・更新の容易性
高齢者等対策（共同住宅のみ）、 可変性（共同住宅のみ）

省エネルギー対策
例）断熱サッシへの交換
高効率給湯器への交換

構造躯体等の劣化対策
例）床下の防腐・防蟻処理
ユニットバスへの交換

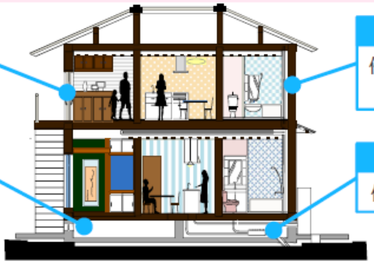

耐震性
例）耐力壁の増設
屋根の軽量化

維持管理・更新
例）給水・排水管の更新

② ①以外の性能向上工事

バリアフリー改修工事
例）手すりの設置、床段差の解消

インスペクションで指摘を受けた箇所の補修工事
例）外壁の塗装、屋根の張り替え、雨樋の交換（①の補助額の範囲で補助対象）

テレワーク環境整備改修工事
例）部屋を仕切る間仕切壁や建具等の設置

高齢期に備えた住まいへの改修工事
例）玄関スペースの拡大、未使用の部屋の別用途化

三世代同居対応改修工事費

キッチン・浴室・トイレ・玄関の**増設工事**

リフォーム後にキッチン・浴室・トイレ・玄関のうちいずれか２つ以上が複数箇所あることが必要です

子育て世帯向け改修工事費

若者・子育て世帯が実施する
子育てしやすい環境整備に資する改修工事
工事の例　住宅内の事故防止、子どもの様子の見守り、不審者の侵入防止、災害への備え 等

防災性の向上・レジリエンス性の向上改修工事

自然災害に対応する改修工事　工事の例　地震災害・台風（風災害）・水害への備え、電力・水の確保　等

補助金はいくらもらえるの？

●**補助率：1／3**（上記の補助対象リフォーム工事費等の合計の１／３の額が補助されます）※一部メニューに上限額有

●**補助限度額：**リフォーム後の住宅性能に応じて2つの補助限度額を設定しています。

	リフォーム後の住宅性能	補助限度額
①	長期優良住宅（増改築）認定を取得しないものの、一定の性能向上が認められる場合	100万円／戸（150万円／戸） →　80万円／戸（130万円／戸）
②	長期優良住宅（増改築）認定を取得した場合	200万円／戸（250万円／戸） →　160万円／戸（210万円／戸）

（ ）内は、三世代同居対応改修工事を実施する場合、若者･子育て世帯又は既存住宅の購入者が改修工事を実施する場合、一次エネルギー消費量を基準比▲20%（太陽光発電による削減量は反映しない）とする場合

R5：パンフレット

補助金を受けるためには何が必要なの？

●リフォーム工事前にインスペクションを実施すること

リフォーム工事に先立って、必ずインスペクション（床・壁の傾きや雨漏り、白アリの被害など、日常生活上に支障があると考えられる劣化事象の有無を把握するための現況調査）を実施する必要があります。

インスペクションで構造耐力上重要な部分に著しい劣化事象が見つかった場合は、今回のリフォーム工事と同時に補修を行うことが必要です。また、すべての劣化事象について維持保全計画に点検・補修等の対応方法と対応時期の明記が必要です。
※インスペクションは建築士である既存住宅状況調査技術者が実施する必要があります

●リフォーム後の住宅が一定の性能基準を満たすこと

構造躯体等の劣化対策、耐震性及び省エネルギー対策の性能が確保されていること

性能項目	概要	要否
躯体構造等の劣化対策	柱、床などの腐朽、蟻害の抑制	必須
耐震性	大地震でも倒壊しないよう耐震性の確保	
省エネルギー対策	窓や壁、床、天井などの断熱化 給湯器などの効率化 ※一部基準で昨年度より広い範囲でリフォームをすることが求められます。	
維持管理・更新の容易性	給排水管を点検・清掃・交換しやすくする	任意
高齢者等対策（共同住宅のみ）	バリアフリー化	
可変性（共同住宅のみ）	将来の間取り変更等に対応しやすくする	

● リフォーム履歴と維持保全計画を作成すること

リフォーム工事の履歴として、工事内容を示す図面、工事写真等を作成し、保存することが必要です。

住宅を長持ちさせるため、維持保全の期間（30年以上）について、少なくとも10年ごとに点検を実施する維持保全計画を作成することが必要です。

どんなメリットがあるの？

補助金が受けられる他にも、補助事業を活用すると以下のメリットがあります。

●インスペクションのメリット

- リフォーム前のインスペクションにより、現在の住まいの劣化状況等を確認でき、腐朽・蟻害箇所や雨漏り箇所など住宅の傷んでいる部分を補修できます

●構造躯体等の劣化対策及び耐震性が確保されるメリット

- 構造躯体が長持ちすることにより、長期にわたって住み続けることができます
- 耐震性が確保されることにより、地震時にも安心して暮らせます

●性能向上によるメリット

- 断熱性能が向上することにより、快適に暮らせます
- 冷暖房の効きが良くなって光熱費が軽減されることも期待できます
- 耐用期間が比較的短い給排水管の日常点検や清掃、交換がしやすくなります

●リフォーム工事を進める上でのメリット

- リフォーム計画の内容や工事結果について、一定の基準で審査されるため、安心です
- 本事業を実施しようとするリフォーム業者はＨＰ上で公表します

※国に登録されている住宅リフォーム事業者団体※1への構成員であることや、リフォーム瑕疵(かし)保険※2が活用できる住宅瑕疵担保責任保険法人への登録の有無が確認できるため、リフォーム業者選びの参考にしてください

※1 住宅リフォーム事業者団体

ロゴマーク

住宅リフォーム 事業者団体 国土交通大臣登録

国土交通省では、消費者が安心してリフォームを行えるよう、リフォーム事業者の業務の適正な運営確保や消費者相談窓口の設置などに取り組んでいる事業者団体を登録・公表しています。

※2 リフォーム瑕疵(かし)保険

万が一、工事に欠陥が見つかった場合に、補修費用などに充当する保険金が事業者（事業者が倒産した場合は発注者）に支払われ、無償で直してもらうことができます。

実際に使われた方の声

こういう事業は本当に助かるね。工事の際もより良いものを選べるようになる。今回補助事業があったので予算を上げることができ、外壁の塗料は良い塗料を選ぶことができた。本当に助かりました。外壁がきれいになって心も晴れ晴れ、そして家を長持ちさせるためにリフォームをしたという満足感があります。

東日本大震災の時はこの家どうなっちゃうんだろうと思うくらい揺れて怖かったけど、今回間取りを変えて耐震工事もきっちりして、見えていなかった雨漏れとか床下の傷んでいた部分を全部交換できたので、今では安心してぐっすり眠っています。

うちに来るお客さんからよく「床暖房入れているの？」と聞かれて「入れてないよ。そのままだよ！」と話すの。でも本当に床暖房を入れたんじゃないかってくらい家が暖かくなって、工事をして本当によかった！

一番の目的だった寒さ対策は100点満点だね。冷たさもだけど、結露がないのには驚きました。工事前は毎朝窓を拭いていましたから。朝カーテンを開けると「あぁ、掃除しなきゃな」って憂鬱な気持ちになってたのがなくなって、気持ちが全然違うわ。

家が暖かくなったのはもちろんですが、老朽化が進んでも見えにくい、わかりにくい部分も今回きちんと直せたので、今後は簡単な修理程度ですみますから、老後の不安が一つ減りましたね。

工事前には、業者独自の判断ではなく、国の指針に沿って自宅のチェック、工事内容の提案があったので、安心できましたし、工事中も瑕疵保険という第三者機関が確認をしてくれたので、不安になることなく工事を終えることができました。

断熱リフォームで家の断熱性能を高め 夏は涼しく 冬は暖かい 家で暮らそう

断熱リフォームをすればこんなにメリットが！

- 窓からの冷気を感じなくなった
- 部屋ごとの温度差が小さくなった
- カビや結露が発生しにくくなった
- 暖冷房がよく効き、光熱費が下がった

快適性アップ　健康な暮らし　省エネ・省CO_2効果

お家の快適性が向上し、家族が健康になり、省エネ・省CO_2で地球の健康にもつながります。

スケジュール（予定）

令和4年										令和5年		
3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
公募期間 3月14日～6月3日			公募期間 6月17日～8月10日			以降数回公募予定						

※公募期間に関わらず、補助金予算の上限額まで達することが判明した場合は、それ以降の公募受付を終了することがあります。

公募スケジュールについては、必ず財団ホームページにて最新の公募期間をご確認ください。

断熱リフォーム北海道環境財団　検索

詳しいお問い合わせは

公益財団法人
北海道環境財団
補助事業部

〒060-0004
北海道札幌市中央区北4条西4丁目1番地 伊藤ビル7階

メール danref_ask@heco-hojo.jp

電話 011-206-1573

【受付時間】平日10時～17時 ※通話料がかかります

公益財団法人 北海道環境財団
HOKKAIDO ENVIRONMENT FOUNDATION

R5：パンフレット

対

COOL CHOICE

環境省補助事業

居間の窓だけでも対象！

既存住宅の断熱リフォーム支援補助金について

	トータル断熱			居間だけ断熱		
事業名	二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金　既存住宅における断熱リフォーム支援事業					
住宅区分	戸建住宅	集合住宅（個別）	集合住宅（全体）	戸建住宅	集合住宅（個別）	集合住宅（全体）
事業内容	省エネ効果（15%以上）が見込まれる改修率を満たす 高性能建材（断熱材、窓、ガラス）を用いた既存住宅の断熱リフォーム事業			居間（日常生活の中心であり、家族全員の在室時間が最も長い居室）に 高性能建材（窓）を用いた既存住宅の断熱リフォーム事業		
補助対象となる申請者	個人の所有者または、個人の所有予定者 賃貸住宅の所有者（個人・法人どちらでも可）		管理組合等の代表者 賃貸住宅の所有者（個人・法人どちらでも可）	個人の所有者または、個人の所有予定者 賃貸住宅の所有者（個人・法人どちらでも可）		管理組合等の代表者 賃貸住宅の所有者（個人・法人どちらでも可）
補助対象となる製品	高性能建材（断熱材、窓、ガラス＋玄関ドア）		高性能建材 （断熱材、窓、ガラス＋玄関ドア＋共用部LED）	高性能建材（窓＋玄関ドア）		高性能建材 （窓＋玄関ドア＋共用部LED）
	＋ 家庭用蓄電システム 家庭用蓄熱設備 熱交換型換気設備等	＋ 熱交換型換気設備等	—	＋ 家庭用蓄電システム 家庭用蓄熱設備 熱交換型換気設備等	＋ 熱交換型換気設備等	—
補助率	補助対象経費の1/3以内			補助対象経費の1/3以内		
補助金額（上限額）	1住戸当たり120万円 （玄関ドア5万円を含む） 家庭用蓄電システム：20万円 家庭用蓄熱設備：20万円 熱交換型換気設備等：5万円	1住戸当たり15万円 （玄関ドア5万円を含む） 熱交換型換気設備等：5万円	1住戸当たり15万円 （玄関ドア5万円 及びLED補助額を含む）	1住戸当たり120万円 （玄関ドア5万円を含む） 家庭用蓄電システム：20万円 家庭用蓄熱設備：20万円 熱交換型換気設備等：5万円	1住戸当たり15万円 （玄関ドア5万円を含む） 熱交換型換気設備等：5万円	1住戸当たり15万円 （玄関ドア5万円 及びLED補助額を含む）
申請要件	・常時居住する専用住宅であること。　※賃貸住宅（社宅を含む）も対象　・店舗・事務所等との併用は不可とする。			同左		
	交付申請後に所有を予定している場合は、 完了時に登記事項証明書の写しを提出すること。		・当該集合住宅の全戸を改修すること。 ・改修について当該集合住宅の管理組合総会等での承認決議を得ること。	・居間は必ず改修すること。 ・交付申請後に所有を予定している場合は、 完了時に登記事項証明書の写しを提出すること。		・居間は必ず改修すること。 ・当該集合住宅の全戸を改修すること。 ・改修について当該集合住宅の管理組合総会等での承認決議を得ること。

さあ、はじめよう。

エコ住宅・断熱リフォーム！

室温は、家の窓や壁、床や屋根などさまざまな部分から、外気温の影響を受けています。部分ごとの熱の出入りを知り、効果的なところから断熱リフォームをはじめてみましょう！

気温50℃以上になることもある天井裏を断熱

天井断熱　天井裏に断熱材を敷き詰めることで、冬は室内から熱が逃げていくのを防ぎ、夏は天井からの火照りを抑え、暖冷房効果を高めます。夏の天井裏の気温は50℃以上に達することもあります。

底冷えを解消する床下暖熱

床断熱　冬の冷たさは足元から感じるものです。床下にマット・ボード状などの断熱材や気流止めを施工することで、冷気の侵入や底冷えを防止します。

※居間だけ断熱等の部分的な断熱工事は、改修箇所によって断熱した暖房室と非断熱の非暖房室との温度差が大きく、ヒートショックが発生する可能性があるので注意すること。

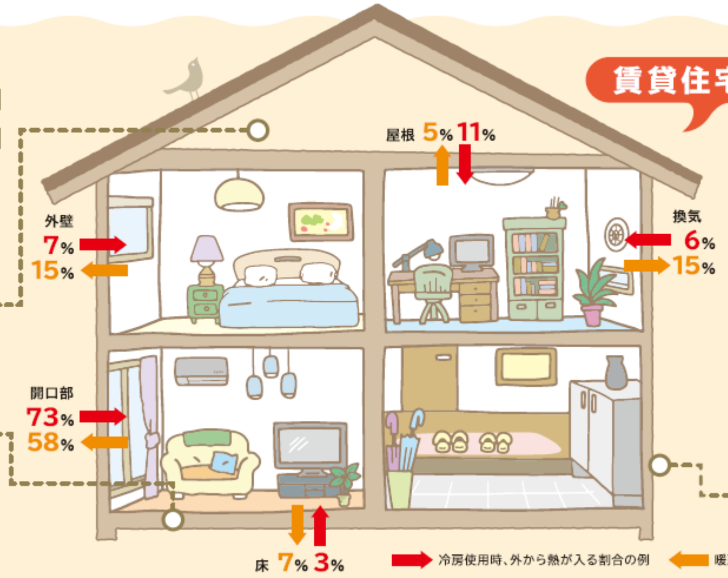

賃貸住宅も対象！

効果が高い！窓の断熱

窓断熱　断熱リフォームを検討するなら、まずは効果の高い窓から。内窓の設置やガラス交換など室内側の結露防止、防音などにも効果があります。また製品によっては防犯性が向上します。

＼単板の窓が寒い！結露が気になる！／ **そんな時の対応策**

対応策1　カバー工法＋複層ガラス

対応策2　内窓の取りつけ（二重窓）

暖冷房効果を高める外壁断熱

外壁断熱　外壁に断熱材を施工して冬は熱の流出を、夏は室内への熱の侵入を防ぎます。これによって暖冷房効果が高まり省エネに。